

畑作物共済

年	主な制度改正・災害等
昭和13年	農業保険法公布
	14年産から桑葉保険開始
昭和22年	農業災害補償法公布
	桑葉保険を廃し、桑葉及び蚕児を対象とする蚕繭共済を23年産から開始
昭和28年	農業災害補償法の臨時特例に関する法律公布
	蚕繭共済の支払開始損害割合を4割から3割へ引下げ
昭和29年	蚕繭共済は、引受戸数4万4,353戸(春蚕繭)をピークに以降減少を続ける
昭和32年	農業災害補償法施行規則一部改正
	蚕繭共済の引受数量の単位をグラムから箱に改める
昭和46年	農業災害補償法一部改正
	蚕繭共済の共済目的を春蚕繭、初秋蚕繭、晚秋蚕繭の3種類とする
	米の生産調整開始
昭和49年	畑作物共済の試験実施開始
昭和51年	水田利用再編対策開始
昭和54年	畑作物共済の本格実施開始
昭和55年	本県の畑作物共済で大豆、ばれいしょの引受け始まる(ばれいしょは、3年で休止)
	農業災害補償法一部改正
	蚕繭共済の引受けを箱建制から収繭量建制に改める
	蚕繭共済の支払開始損害割合を3割から2割へ引下げ
平成 5年	農業災害補償法一部改正
	大豆共済で全相殺方式を導入
	畑作物共済の共済掛金国庫負担割合が60%から55%へ引下げ
	蚕繭共済の共済掛金国庫負担割合は50%とする
	記録的な低温・少照により、大豆共済で過去3番目に高い金額被害率10.5%
平成11年	農業災害補償法一部改正
	13年産から蚕繭共済は任意加入制へ移行し、畑作物共済に統合
平成15年	農業災害補償法一部改正
	平成16年産から大豆共済で一筆方式の導入、全相殺方式の地域指定制廃止
平成16年	本県の大豆共済で半相殺方式のほかに、一筆方式、全相殺方式が加わる
	7・13中越水害、相次ぐ台風(第15、16、18、21号)等により、大豆共済で過去最大の被害
	支払共済金2億9,163万円、金額被害率20.6%
平成19年	平成19年産から米・麦・大豆等を対象品目に、品目横断的経営安定対策始まる
	農業災害補償法施行令、農業災害補償法施行規則の一部改正
	共済目的にそばの追加、大豆共済の全相殺方式の補償割合が8割から9割へ引上げ
	共済規程から蚕繭が削除され、本県で蚕繭の引受けがなくなる
平成23年	「平成23年7月新潟・福島豪雨」により、大豆共済で過去2番目の被害額
	支払共済金1億4,173万円、金額被害率7.4%
平成25年	記録的な多雨により、そば共済で過去最大の被害
	支払共済金2,956万円、金額被害率28.9%
平成30年	農業保険法施行
	補償割合の選択肢拡大、地域インデックス方式の導入
令和2年	7月の多雨、8月以降の高温少雨により大豆共済で過去2番目の被害額、金額被害率
	支払共済金1億7,302万円、金額被害率12.8%
令和3年	令和3年産をもって一筆方式の廃止
令和5年	梅雨明け以降の記録的な高温・少雨により、そば共済で過去2番目の被害額、金額被害率
	支払共済金1,182万円、金額被害率20.3%